

2022 北教組「9月勤務実態記録」集計結果報告（速報版）と

超勤・多忙化解消に向けた提言

I. 2022 北教組「9月勤務実態記録」結果報告

(速報版)

1. 調査方法について

- (1) 記録期間 2022年9月1日(木)～9月30日(金)(課業日20日間 週休日8日間 祝日2日間)
- (2) 記録対象者 「給特法」適用の教職員
- (3) 調査内容と記録方法

1) 調査内容 A

- ①「超勤時間」・・・割り振られた所定の勤務時間を超えて勤務した時間
- ②「休憩時間の業務時間」・・・休憩時間内に業務した時間
- ③「持ち帰り業務時間」・・・持ち帰って業務した時間

※法令で①+②が「時間外在校等時間」と定義され、「月45時間・年360時間」が上限と定められている。

例1	割振りが8:00～16:30(休憩時間は15:30～16:15)					
	8:00	15:30	16:15	16:30		
	①		②		①	③
	7:45出勤		16:00		18:30退勤	20:00 22:00
①超勤時間	2時間15分					
②休憩時間の業務	30分					
③持ち帰り業務	2時間					

例2	週休日・休日に業務を行った場合					
	①				③	
	8:30出勤		12:30退勤		21:00	22:00
①超勤時間	4時間					
③持ち帰り業務	1時間					

例3 割振り変更日(運動会準備のため8:00~18:00 休憩時間は15:30~16:30)

8:00	15:30	16:30	18:00
①		②	
7:27出勤		16:20	18:00退勤
			19:00
			21:30
①超勤時間	33分		
②休憩時間の業務	50分		
③持ち帰り業務	2時間30分		

例4 割振り変更日【回復日】(8:00~15:15 休憩時間は14:15~15:00)

8:00	14:15	15:00	15:15
①		②	
①		①	
③			
7:48出勤		15:00	16:17退勤
			18:30
			20:30
①超勤時間	1時間14分		
②休憩時間の業務	45分		
③持ち帰りの業務	2時間		

2) 調査内容 B

- ・「休憩時間の業務時間」「週休日・休日の業務時間」の把握状況
- ・時間外在校等時間の市町村公表状況

3) 記録・集約方法

- ・個人ごとに①~③を把握し、記録用紙(個人用)に入力する。
 - ①「超勤時間」・・・勤務時間管理システム等から把握
※在校時間(出勤~退勤) - 7時間45分(条例にもとづく所定の勤務時間)で基本的に算出されている。
 - ②「休憩時間の業務時間」・・・個人での把握
※勤務時間条例で定められた休憩時間「45分間」に業務を行った時間。
 - ③「持ち帰り業務時間」・・・個人での把握
※自宅に持ち帰って行った業務の時間。

個人用 別紙1

←この色の部分だけ入力してください。

	①超勤時間		②休憩時間の業務		③持ち帰り業務		合計	
	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
9月合計	0	0	0	0	0	0	0	0
9月①+②合計	0	0	0	0	0	0	0	0
月 日 曜日	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
9月1日 水							0	0
9月2日 木							0	0
9月3日 金							0	0
9月4日 土							0	0
9月5日 日							0	0
9月6日 月							0	0
9月7日 火							0	0
9月8日 水							0	0
9月9日 木							0	0
9月10日 金							0	0
9月11日 土							0	0
9月12日 日							0	0
9月13日 月							0	0
9月14日 火							0	0
9月15日 水							0	0
9月16日 木							0	0
9月17日 金							0	0
9月18日 土							0	0
9月19日 日							0	0
9月20日 月							0	0
9月21日 火							0	0
9月22日 水							0	0
9月23日 木							0	0
9月24日 金							0	0
9月25日 土							0	0
9月26日 日							0	0
9月27日 月							0	0
9月28日 火							0	0
9月29日 水							0	0
9月30日 木							0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

4) 集約人数

組合員の他、未組織者にも協力を要請

※札幌市立学校を除く

- 小学校 3,457 人（全教員の約 28.2%）
- 中学校 1,572 人（全教員の約 22.7%）
- 高等学校 45 人（全教員の約 0.6%）
- 特別支援学校（特別支援・養護・聾・盲） 63 人（全教員の約 1.7%）

※全教員に対する提出割合算出方法について（別記参照）

- ・「義務教育学校」は「小学校」「中学校」にそれぞれ教職員数を半数ずつ加えて算出
- ・「中等教育学校」は「中学校」「高等学校」にそれぞれ教職員数を半数ずつ加えて算出

（別記）北海道教育委員会「令和3年度（2021年度）学校一覧」

	小学校	中学校	義務教育学校	中等教育学校	高等学校	特別支援学校
主幹教諭	179	124	7	1	55	29
教諭	10,956	6,758	234	32	6,580	3,387
養護教諭	774	445	18	1	282	116
栄養教諭	239	49	2	0	0	52
合計	12,148	6,758	261	34	6,917	3,584

- ・札幌市立学校を除く
- ・「令和4年度（2022年度）学校一覧」は公表されていない

2. 集計結果について

調査内容 A

改正「給特法・条例」にもとづく時間外在校等時間「上限（月 45 時間以内）」遵守の状況

	集約 人数	① 超勤時間		② 休憩時間の業 務		①+② 時間外在校等時間		「上限」を超え た者の割合	③ 持ち帰り業務		①+②+③ 時間外+持ち帰り		持ち帰りを含め ると「上限」を超え た者の割合
		時間	分	時間	分	時間	分		時間	分	時間	分	
小学校平均	3457人	31時間	56分	12時間	30分	44時間	27分	46.0%	11時間	35分	56時間	1分	62.2%
中学校平均	1572人	47時間	43分	12時間	48分	60時間	32分	65.0%	8時間	7分	68時間	38分	71.2%
高校平均	45人	44時間	7分	6時間	54分	51時間	2分	48.9%	0時間	17分	51時間	18分	51.1%
特別支援学校平均	63人	27時間	2分	10時間	27分	37時間	30分	27.0%	7時間	11分	44時間	40分	41.3%
全校種平均	5137人	36時間	48分	12時間	31分	49時間	21分	51.6%	10時間	22分	59時間	41分	64.6%
小学校・中学校平均	5029人	36時間	52分	12時間	36分	49時間	29分	51.9%	10時間	30分	59時間	58分	65.0%

「過労死レベル」(月 80 時間以上の超過勤務) 超えた者の割合

	集約 人数	①+②の合計が 80時間超		①+②+③の合計が 80時間超		①+②の合計が 100時間超		①+②+③の合計が 100時間超	
		人数	全体に占 める割合	人数	全体に占 める割合	人数	全体に占 める割合	人数	全体に占 める割合
小学校	3457人	196人	5.7%	603人	17.4%	49人	1.4%	241	7.0%
中学校	1572人	404人	25.7%	533人	33.9%	223人	14.2%	313	19.9%
高校	45人	6人	13.3%	6人	13.3%	4人	8.9%	4	8.9%
特別支援学校	63人	0人	0.0%	5人	7.9%	0人	0.0%	0	0.0%
全校種	5137人	606人	11.8%	1147人	22.3%	276人	5.4%	558	10.9%
小学校・中学校	5029人	600人	11.9%	1136人	22.6%	272人	5.4%	554	11.0%

調査内容 B

「休憩時間の業務時間」「週休日・休日の業務時間」把握状況〔学校数〕

休憩時間の業務時間把握			週休日・休日の業務時間把握		
	あり	なし		あり	なし
小学校	168	333	小学校	198	292
中学校	99	173	中学校	167	102
高校	0	2	高校	1	1
特別支援学校	1	9	しょうがい	3	7
合計	268	517	合計	369	402
割合	34.1%	65.9%	割合	47.9%	52.1%

「時間外在校等時間」市町村公表状況

「時間外在校等時間」 市町村公表		
あり	なし	未回答
79	95	4
44%	53%	2%

※「学校の働き方改革」を進めるためには保護者・地域の理解が必要であることから、道教委は各市町村に公表をはたらきかけている。

3. 結果の考察

(1) 時間外在校等時間の状況

定められた上限を超える違法な勤務環境に置かれている。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)

1971年 成立

- ・原則時間外勤務を命じない。命ずる場合は、超勤4項目(生徒の実習・学校行事・職員会議・非常災害)に従事する場合でかつ臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限られる。
- ・時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。
- ・教職調整額4%を支給する。 ※月7～8時間の時間外勤務から算出

2019年 一部「改正」

- ・労基法上の「労働時間」、勤務時間条例上の「勤務時間」とは異なる時間外在校等時間(新たな概念)を提起。その上限を「月45時間・年360時間」と定める。

時間外在校等時間・改正「給特法」、「2021勤務実態調査」に関する説明動画(北教組制作)



動画はこちらから



その1からその4まで

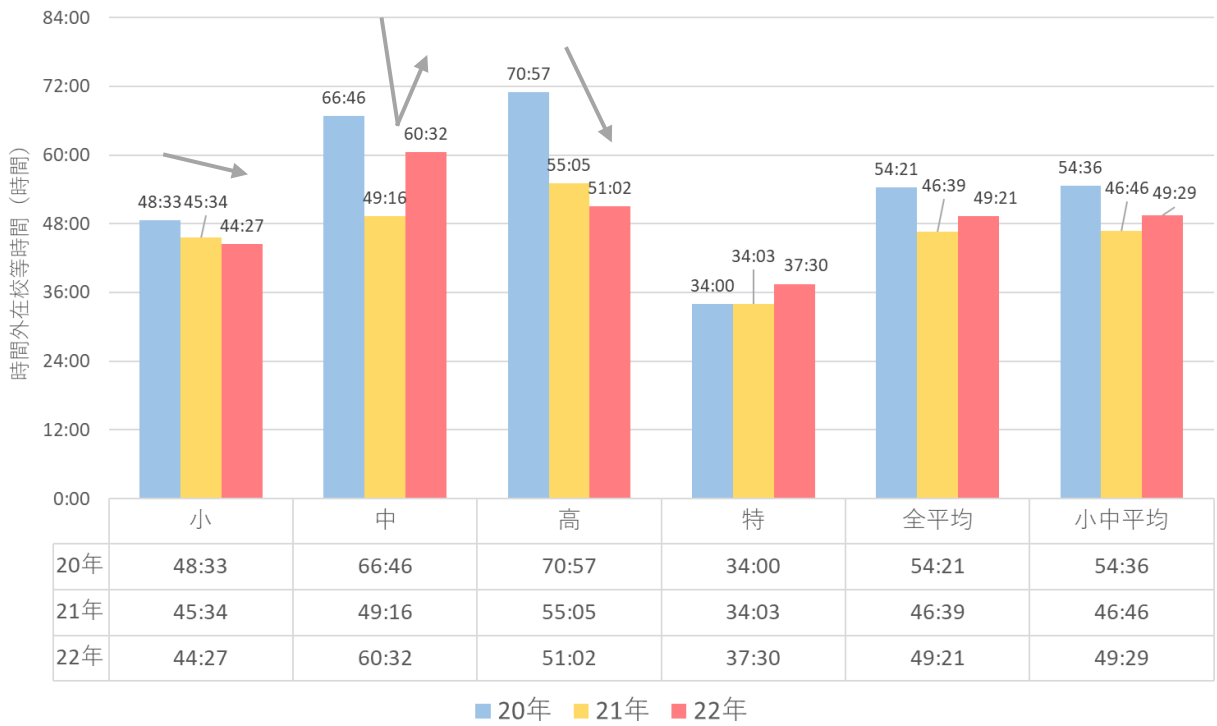


・北教組は、2020年度から「9月勤務実態記録」を継続して行っている。途中、追加した項目もあるが、比較検討可能なものについては、以下の通りである。

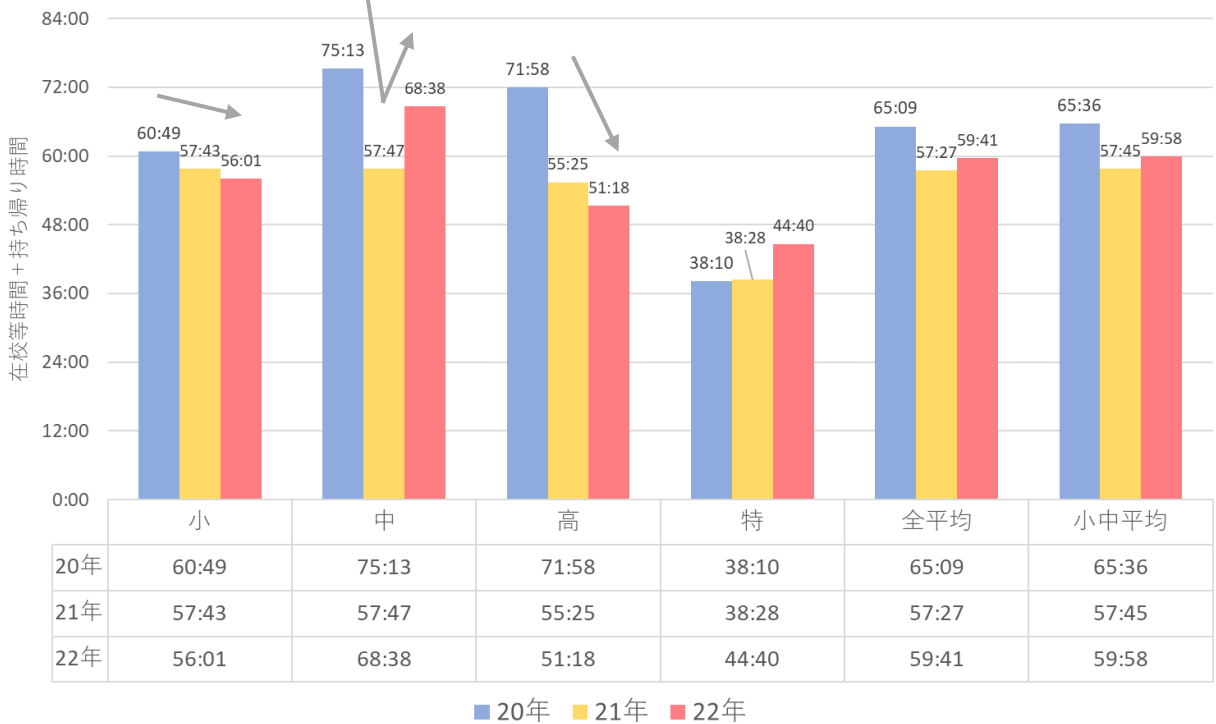
		① 超勤時間		② 休憩時間の業 務		時間外在校等時間 (①+②)		「上限」を超え た者の割合		③ 持ち帰り業務		時間外+持ち帰り (①+②+③)		持ち帰りを含め ると「上限」を超え た者の割合	
小学校平均	2022年	31h56m	▼	12h30m	▼	44時間 27分	▼	46.0%	▼	11h35m	▼	56時間 1分	▼	62.2%	▼
	2021年	32h42m	▼	12h51m	▼	45時間 34分	▼	46.1%	▼	12h10m	▼	57時間 43分	▼	62.8%	▼
	2020年	35h22m		13h11m		48時間 33分		51.5%		12h16m		60時間 49分		66.9%	
中学校平均	2022年	47h43m	△	12h48m	▼	60時間 32分	△	65.0%	△	8h7m	▼	68時間 38分	△	71.2%	△
	2021年	36h33m	▼	12h42m	▼	49時間 16分	▼	50.4%	▼	8h32m	△	57時間 47分	▼	59.4%	▼
	2020年	53h19m		13h27m		66時間 46分		71.9%		8h27m		75時間 13分		79.0%	
高校平均	2022年	44h7m	▼	6h54m	▼	51時間 2分	▼	48.9%	▼	0h17m	▼	51時間 18分	▼	51.1%	▼
	2021年	47h3m	▼	8h02m	△	55時間 05分	▼	55.1%	▼	0h20m	▼	55時間 25分	▼	55.1%	▼
	2020年	64h49m		6h08m		70時間 57分		72.2%		1h01m		71時間 58分		72.2%	
特別支援学校平均	2022年	27h2m	△	10h27m	△	37時間 30分	△	27.0%	▼	7h11m	△	44時間 40分	△	41.3%	▼
	2021年	25h57m	△	8h5m	▼	34時間 3分	△	29.3%	△	4h26m	△	38時間 28分	△	35.4%	△
	2020年	25h49m		8h11m		34時間 0分		24.8%		4h10m		38時間 10分		32.5%	
全校種平均	2022年	36h48m	△	12h31m	△	49時間 21分	△	51.6%	△	10h22m	▼	59時間 41分	△	64.6%	△
	2021年	33h56m	▼	12h42m	▼	46時間 39分	▼	47.3%	▼	10h49m	△	57時間 27分	▼	61.3%	▼
	2020年	41h14m		13h07m		54時間 21分		57.8%		10h48m		65時間 9分		70.2%	
小学校・中学校平均	2022年	36h52m	△	12h36m	-	49時間 29分	△	51.9%	△	10h30m	▼	59時間 58分	△	65.0%	△
	2021年	33h57m	▼	12h48m	▼	46時間 46分	▼	47.5%	▼	11h00m	-	57時間 45分	▼	61.7%	▼
	2020年	41h19m		13h17m		54時間 36分		58.3%		11h00m		65時間 36分		70.9%	

次に、それぞれの項目についてグラフ化し、経年変化の様子を示す。

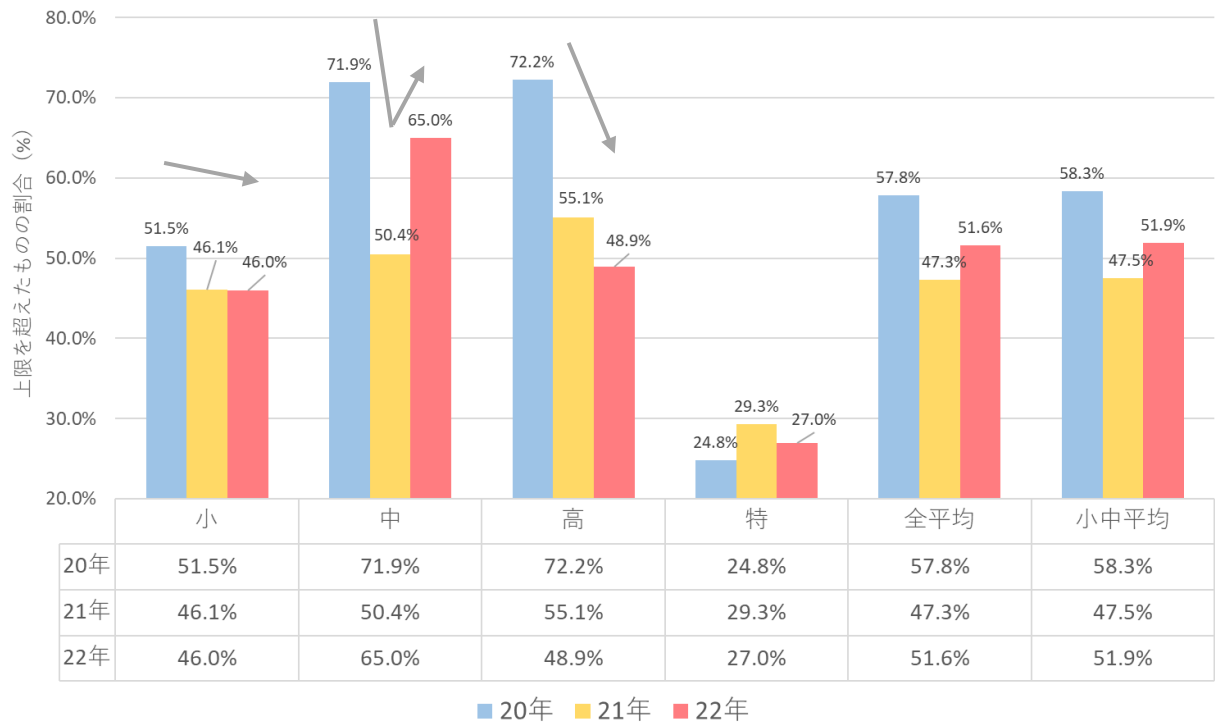
時間外在校等時間（経年比較）2020~2022



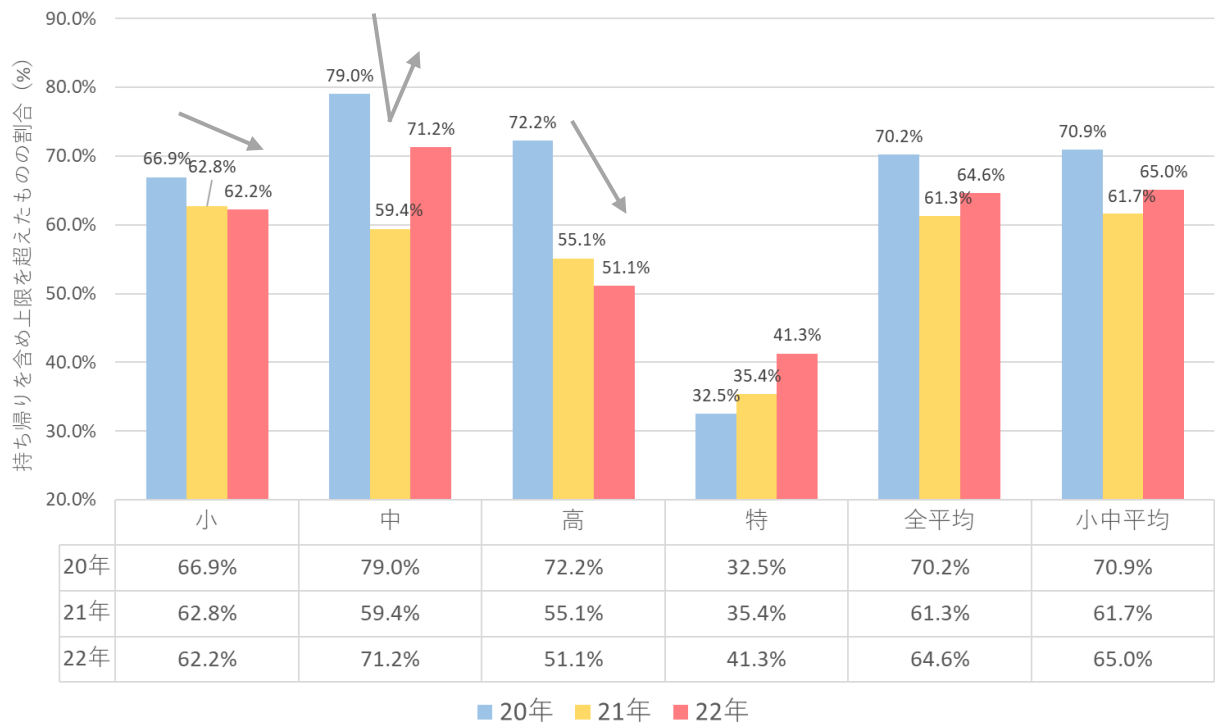
時間外在校等時間 + 持ち帰り時間（経年比較）2020~2022



上限を超えたものの割合（経年比較）2020~2022



持ち帰りを含め上限を超えたものの割合（経年比較）2020~2022



以上の比較から、特徴的な点を示すと以下の通りとなる。

・時間外在校等時間は全校種平均で21年には「7時間42分」減少したものの、22年には一転し「2時間42分」の増加となっている。上限超えの割合も「4.3%」上昇している。

・特に中学校の増加率が顕著である。

中学校・・・時間外在校等時間「11時間16分」増加、上限超えの割合「14.6%」増加

・2021年9月は新型コロナウイルス感染症の流行により緊急事態宣言下であり、以下の道教委「通知」により、学校行事と部活動に大きな制限がかけられていたことにあった。それに伴い、昨年度は一時的に時間外在校等時間が減少したものである。今年度緊急事態宣言は発出されず、部活動等の制限が緩和したことにより、大幅に時間外在校等時間が増加したものと推定できる。

・小学校の時間外在校等時間は、前年度比1時間7分減（1%減）であり、ほぼ横ばいである。学校現場での業務改善・工夫に依拠したとりくみの限界を示しているものと推定される。

道教委「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について」（通知）

〔抜粋〕

[0826 2 02_別紙・緊急事態宣言.pdf \(hokkaido.lg.jp\)](http://0826202_別紙・緊急事態宣言.pdf)

(3) 学校行事

ア 集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）は、実施を見合わせることを。

イ 感染リスクが高い行事（運動会・体育祭や学校祭等）は、中止又は延期すること。

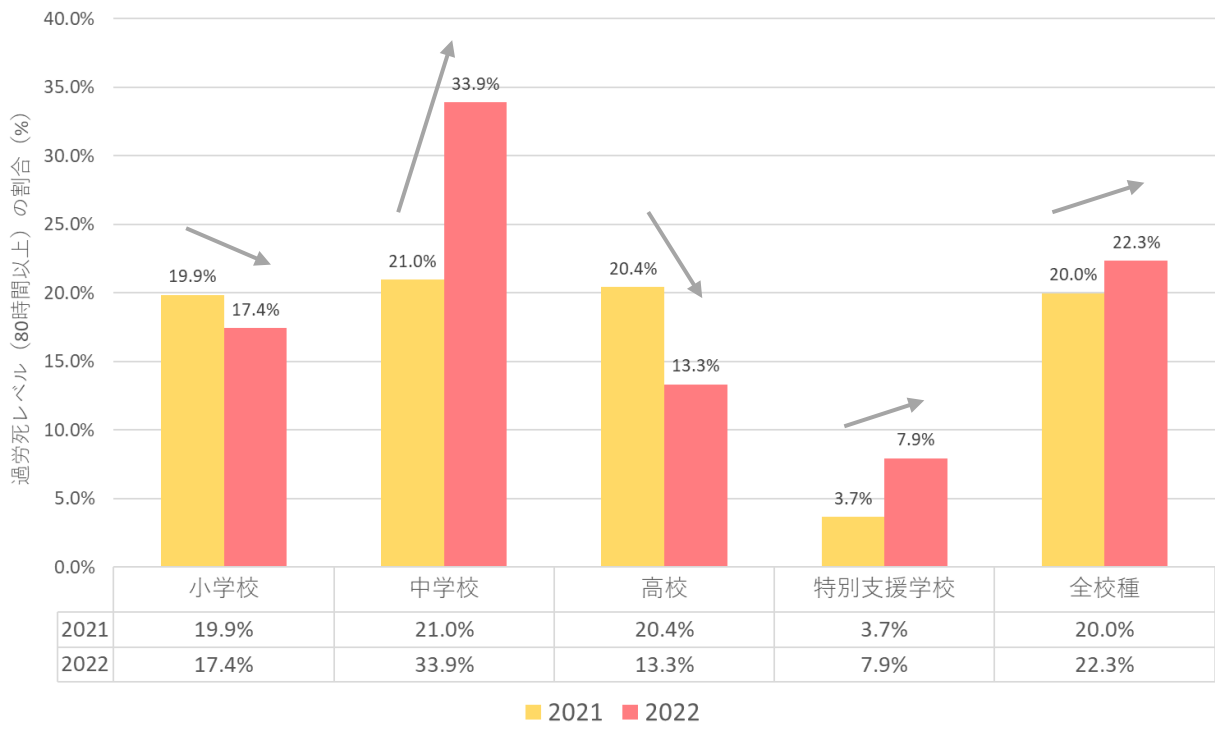
(4) 部活動

ア 高体連、高野連、中体連、定通体連、高文連、各団体が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選（時間や人数、活動内容）するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とすること。

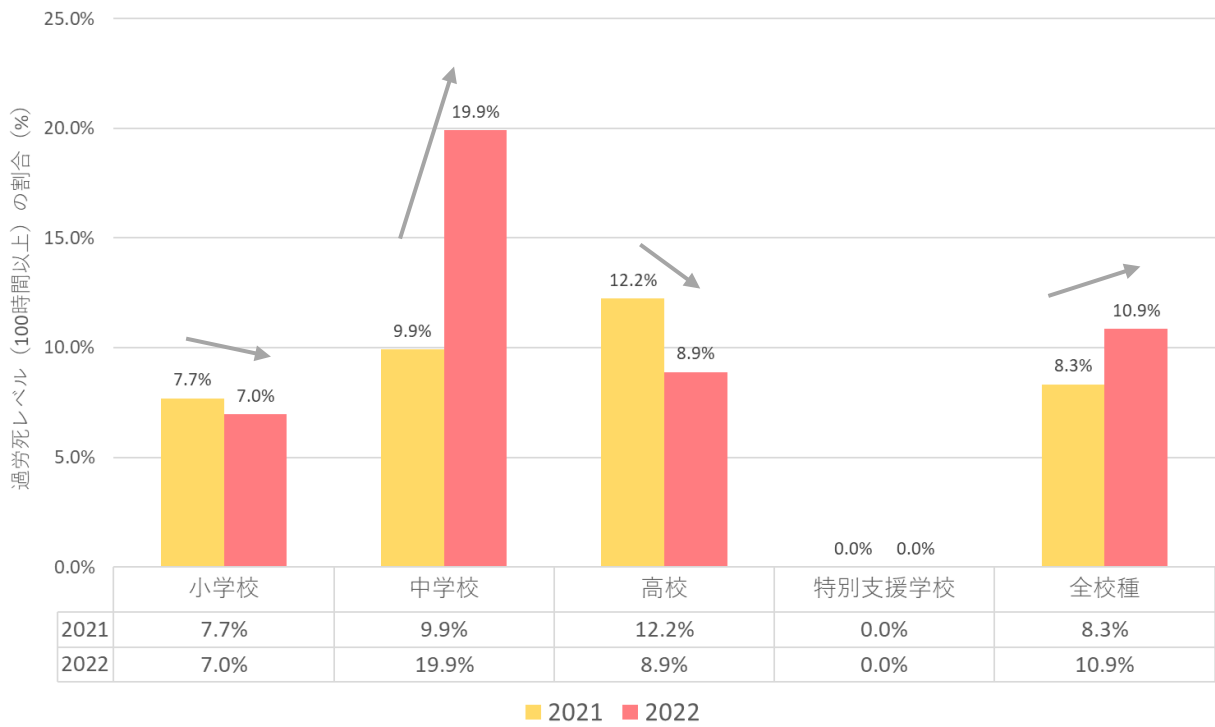
(2) 「過労死レベル」を超えた者の割合

	集約 人数	①+②の合計が 80時間超		①+②+③の合計が 80時間超		①+②の合計が 100時間超		①+②+③の合計が 100時間超	
		人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合
小学校	3457人	196人	5.7%	603人	17.4%	49人	1.4%	241	7.0%
中学校	1572人	404人	25.7%	533人	33.9%	223人	14.2%	313	19.9%
高校	45人	6人	13.3%	6人	13.3%	4人	8.9%	4	8.9%
特別支援学校	63人	0人	0.0%	5人	7.9%	0人	0.0%	0	0.0%
全校種	5137人	606人	11.8%	1147人	22.3%	276人	5.4%	558	10.9%
小学校・中学校	5029人	600人	11.9%	1136人	22.6%	272人	5.4%	554	11.0%

過労死レベル（80時間以上）の割合（経年比較）2021~2022



過労死レベル（100時間以上）の割合（経年比較）2021~2022



- ・「過労死レベル」(80 時間以上) を超える割合のうち、全校種平均は、昨年度よりやや悪化しており、引き続き約 5 人に 1 人以上の教職員が「過労死レベル」にあることがわかる。特に、中学校では、昨年は 5 人に一人の割合だったものが、3 人に一人「過労死レベル」を超える状況となっており異常事態である。
- ・100 時間を超える割合は、小学校では昨年度とほぼ横ばいの 7%、中学校では昨年度から大幅に増加し 19.9%となり、およそ 5 人に一人の割合となった。教職員のいのちと安全を守るための早急の対策が求められる。
- ・道教委は、以下の「北海道立学校職員の過重労働による健康障害防止対策取扱要領」を定めている。下記「要領」によると、持ち帰り業務を含めた時間が月 45 時間超えの場合に報告対象となり、月 80 時間を超えの場合に面接指導対象となる。しかし、持ち帰り業務時間把握の周知はきわめて曖昧である。道教委は、道立学校に Google フォームを活用した持ち帰り業務集約システムを構築しているが、十分に機能していない。小中学校に至っては、ほぼ持ち帰り業務を把握することができていない。公務災害認定は、「公務と災害との間に相当因果関係があること(公務起因性)」が 2 大要件の 1 つとされている。しかし、持ち帰り業務時間が把握されていなければその立証はきわめて困難となる。

道教委「北海道立学校職員の過重労働による健康障害防止対策取扱要領」〔抜粋〕

第 1 趣旨

長時間の業務により健康への悪影響が懸念される職員及び職場における健康管理対策に対応するため、過重労働による健康障害の防止に当たっては、北海道立学校職員安全衛生管理規程（以下「安全衛生管理規程」という。）に定めるもののほか、この要領により取扱うものとする。

第 2 対象職員

- (1) 正規の勤務時間を超えて業務に従事した時間（以下「従事時間」という。）が直近 1 月で 45 時間（週休日の振替又は半日勤務時間の割振変更をした時間を除く。）を超えた職員
- (2) 直近の 2 か月間から 6 か月間までのいずれかの 1 月当たりの平均の従事時間のいずれかが 80 時間を超えた職員

第 3 産業医等への報告

校長は、第 2 に定める対象職員について、安全衛生管理規程別記第 3 号様式により、翌月 10 日までに産業医又は健康管理医に報告するとともに、その写しを教育庁教職員局福利課長に提出するものとする。

第 4 面接指導対象職員

安全衛生管理規程第 21 条第 3 項により産業医等が行う面接指導の対象職員の範囲は次のとおりとする。

- (1) 直近 1 月の従事時間が、80 時間を超えた職員
- (2) 直近の 2 か月間から 6 か月間までのいずれかの 1 月当たりの平均の従事時間のいずれかが 8 時間を超えた職員
- (3) 疲労の蓄積が認められる者、又は、健康上の不安を有している者

第 5 時間の記録方法

4 教育職員の従事時間の記録にあたっては、過重労働対策が教職員の健康管理を目的としたものであることから、「校務のために従事した時間」を教育職員各自が判断のうえ記録するものとする。持ち帰り業務についても同様とする。

(3) 不十分な勤務時間管理

- ・在校等時間には、「休憩時間の業務時間」「週休日・休日の業務時間」が含まれるとされており、文科省 Q&A には以下のように記載されている。

文科省「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係る Q & A の更新について」〔抜粋〕

https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_syoto01-000001234_2.pdf

A8 「在校している時間」とは、学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間を指しています。

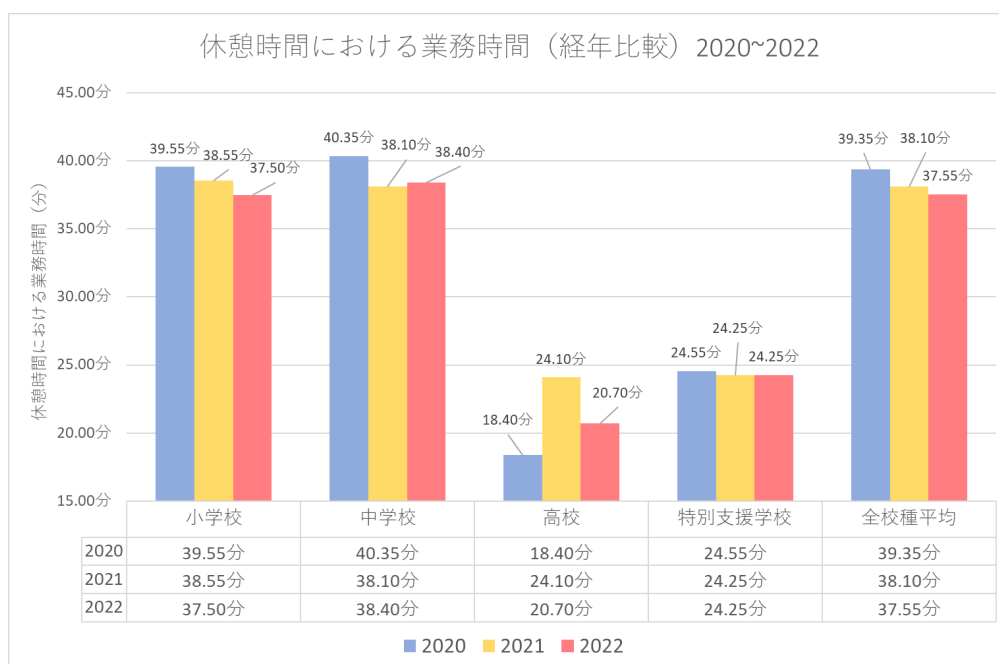
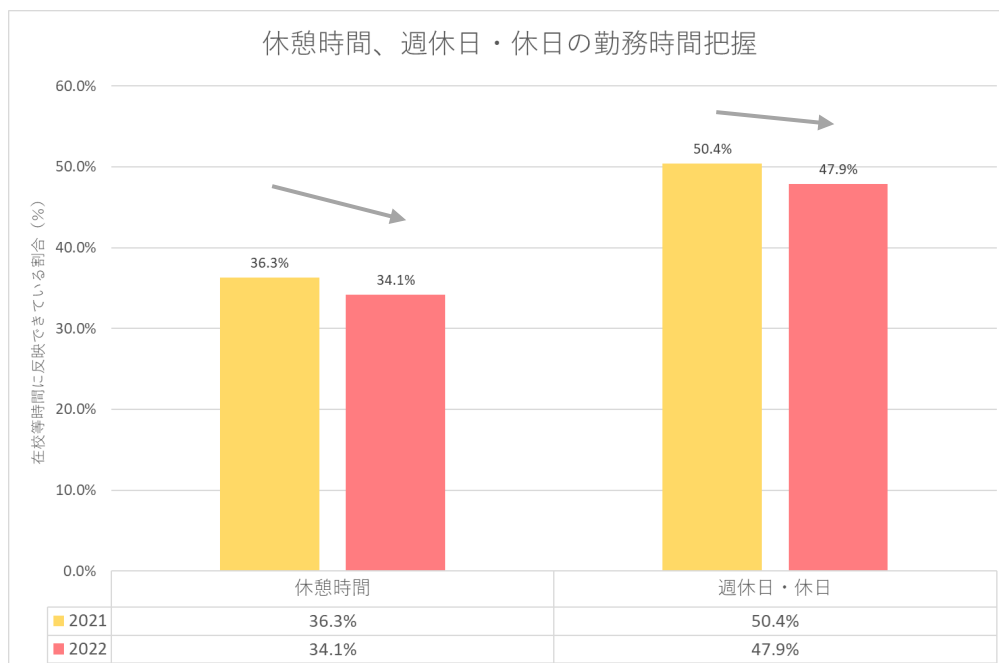
A14 土日や祝日などの業務も、校務として行っている業務の時間については「在校等時間」に含まれます。

A15 各学校においては、労働基準法に定められた少なくとも 45 分又は 1 時間の休憩時間を確実に確保した上で、「在校等時間」には、実際に休憩した分の時間を含まないこととなります。

- ・文科省の定義では、採点業務や部活動等の校務を「休憩時間」や「週休日・休日」に行った時間は在校等時間に含まれることになっており、北教組は昨年度の 9 月勤務実態記録の結果を基にこの改善を強く求めた。
- ・道教委は、リーフレットを作成し「休憩時間」や「週休日・休日」に行った時間を在校等時間に含めるよう周知した。結果として、昨年度と比較して週休日・休日および休憩時間の業務時間把握はやや悪化しており、周知の効果はみられていないことは明らかである。
- ・以下のように、まだ半数近くの学校において、在校等時間に「休憩時間の業務時間」「週休日・休日の業務時間」が含まれておらず大きな問題である。
- ・そもそも、休憩時間や週休日・休日に行わなければならない状況に置かれている

休憩時間の業務時間把握			週休日・休日の業務時間把握		
	あり	なし		あり	なし
小学校	168	333	小学校	198	292
中学校	99	173	中学校	167	102
高校	0	2	高校	1	1
特別支援学校	1	9	しょうがい	3	7
合計	268	517	合計	369	402
割合	34.1%	65.9%	割合	47.9%	52.1%

(値は学校数)



(4) 時間外在校等時間の市町村公表の状況

- ・北海道教育委員会は、道立学校の四半期ごとに時間外在校等時間の状況を HP で公表している。

道教委「道立学校の教育職員に係る時間外在校等時間(超過時間)について」

[02_公表資料\(第1四半期\).pdf \(hokkaido.lg.jp\)](https://www.hokkaido.lg.jp/02_公表資料(第1四半期).pdf)

道教委「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン（第2期）』

[学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」 - 教育庁教職員局教職員課 \(hokkaido.lg.jp\)](http://hokkaido.lg.jp)

Action 3 重点

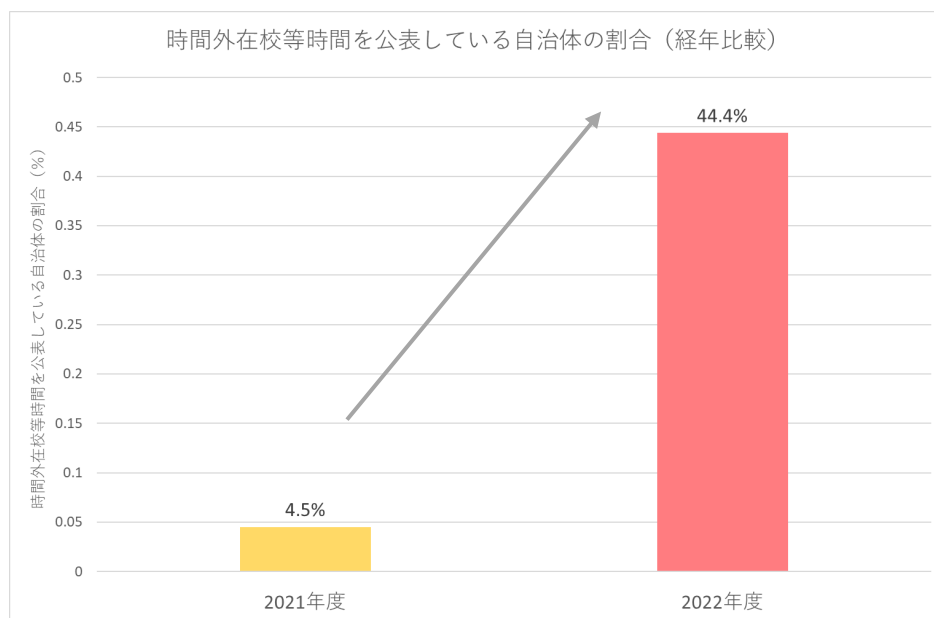
(1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

- ・道教委は、市町村教委に無償提供を行った「出退勤管理システム」の活用も含め、市町村立学校において、ICTの活用やタイムカード等により客観的に在校等時間が計測・記録され、公表されるよう積極的に取り組む。

・市町村に対しては、「北海道アクション・プラン（第2期）」の重点項目として、「在校等時間が計測・記録され、公表されるように積極的に取り組む。」とされている。北教組は昨年度の9月勤務実態記録の結果で 95.5%の市町村が公表をしていないことが明らかになったことから、道教委はもとより各市町村教委に対し改善を求めた。

「時間外在校等時間」 市町村公表		
あり	なし	未回答
79	95	4
44%	53%	2%

- ・結果として、市町村教育委員会の公表状況は、上記のように半数に迫る市町村で公表がすすんだが、まだ半数に達しておらず、すべての市町村における公表が求められる。



北教組調査 2022年・2021年・2020年・2001年の比較

		集約人数	時間外在校等時間	持ち帰り業務	時間外+持ち帰り
小学校平均	2022年	3457人	44時間35分	11h37m	56時間10分
	2021年	4000人	45時間34分	12h10m	57時間43分
	2020年	4212人	48時間33分	12h16m	60時間49分
	2001年	2253人	28時間31分	17h15m	45時間46分
中学校平均	2022年	1572人	61時間2分	8h11m	69時間12分
	2021年	1904人	49時間16分	8h32m	57時間47分
	2020年	2089人	66時間46分	8h27m	75時間13分
	2001年	1571人	49時間26分	10h39m	60時間05分
高校平均	2022年	45人	51時間2分	0h17m	51時間18分
	2021年	49人	55時間05分	0h20m	55時間25分
	2020年	54人	70時間57分	1h01m	71時間58分
	2001年	7人	54時間49分	8h53m	63時間42分
特別支援学校平均	2022年	63人	37時間30分	7h11m	44時間40分
	2021年	82人	34時間03分	4h26m	38時間28分
	2020年	117人	34時間00分	4h10m	38時間10分
	2001年	68人	33時間22分	8h22m	41時間44分
全校種平均	2022年	5137人	49時間34分	10h25m	59時間58分
	2021年	6035人	46時間39分	10h49m	57時間27分
	2020年	6472人	54時間21分	10h48m	65時間09分
	2001年	3899人	37時間00分	14h25m	51時間26分

2001年北教組調査 → 2001年11月21日～12月20日(30日間)で調査

※第2・4土曜日は週休日。それ以外の土曜日は半日勤務。

- ・2021年は緊急事態宣言下であり分析する上で注意を要する。
- ・この20年間で時間外在校等時間は大きく増加している。この現象は、教育課程の過密化、一人あたりの持ち授業時間数増、一方的な学力向上策の押しつけによる補習授業、公開研究会、全国学テ自校

採点などが要因と考えられる。

(5) 特殊な勤務時間の割振りと休憩時間の業務について

- ・上述の通り、児童・生徒が在籍している時間は勤務時間とせざるを得ないため、高校を除く多くの公立学校が休憩時間を放課後に設定する以下のような特殊な勤務時間の割振りとなっている。

勤務時間 7 時間 30 分	休憩時間 45 分	勤務時間 15 分	(合計 7 時間 45 分)
----------------	-----------	-----------	----------------

- ・1ヶ月間における休憩時間に行った業務の時間数は、小学校（12時間30分）と中学校（12時間48分）が特に多い。授業日が20日間と考えると一人当たり平均で1日「7分30秒（小学校）」「6分36秒（中学校）」しか実際に休憩時間が確保できていないことになる。
- ・児童・生徒下校後の所定の勤務時間終了までの勤務時間はわずかであり（p.20 の日課表を参照）、必要不可欠な業務を休憩時間にも行わざるを得ない状況にある。しかも、これらは同時並行的に行われ、業務が終了しなければ休憩時間後にも続くこととなる。加えて、時間外手当が支給されない、あるいは家庭の事情によって休憩時間に行っても早く業務を終えようとする傾向が強い。
- ・中学校は、小学校の状況に加えて、休憩時間内から部活動が行われている。子どもが学校にいる以上、休憩時間のために子どもを待たせることにはならない。

(6) 持ち帰り業務について

- ・文科省、道教委は、「業務の持ち帰りは行わないことが原則」としているものの、現実として所定の勤務時間内で終わられない業務量がある。学校で業務を行ったとしても時間外手当が支給されるものではなく、家庭の事情によって業務を自宅に持ち帰らざるを得ないと推察される。
- ・子育てや介護など、在籍できる時間に限りのある教職員ほど持ち帰りが増えると考えられる。
- ・持ち帰り業務は、夜間のほか早朝にも行われている実態がある。
- ・「定時退勤日」を設定しても、業務が減らなければ自宅での持ち帰り業務時間が増えるだけである。
- ・この20年間で、時間外在籍等時間が増加している一方で持ち帰り業務時間は減少している。昨年度と比較しても、持ち帰り業務時間は減少している。校務支援システムの導入がすすみ情報保護の観点の徹底や業務の内容が個人の裁量ではできないものに変化していると推察される。

○打ち合わせ等の増加

教員の複数体制や連携を重視した授業・・・T・T、ALT、「特別支援教育」などでの連携
「学力向上策」の強化・・・公開研、研修などの実施

地域等の活用・・・コミュニティ・スクール、外部講師などとの連携

「チーム学校」での学校運営・・・学年打ち合わせ、生徒指導、分掌部会などでの連携、
複数「特別委員会」の掛け持ち、学習指導員 教員業務支援
員、学習指導員 部活動指導員との連携

○個人情報の保護

4. まとめ

2007年の全国学力テストの実施以降、「学習指導要領」の改定により年間標準授業時数が増加したことに加え、学力向上策のもと道教委チャレンジテストのとりくみが継続して押しつけられており、GIGAスクール構想にともなうICTの活用、プログラミング教育など教職員に求められる新たなとりくみも増えている。さらには、ティーム・ティーチングや習熟度別指導や外部人材の活用に伴い打ち合わせ時間が増加している。

現在の学校現場は、小学校では週6日制の時代と同等の授業時数を学習指導要領で求められており、4年生以上がほぼ毎日6時間授業となる過密な教育課程となっている。

所定の勤務時間7時間45分(465分)のうち、登校から下校までの約7時間30分程度(450分)が、1日の日課にもとづいて教職員の業務内容がすすめられるため、業務の工夫・改善の余地はない。モデルの例でいえば、朝学習で10分、6時間授業(1単位時間45分)で270分、5回ある子どもたちの休み時間で70分、給食指導で40分、朝・帰りの会で20分、清掃で20分、これらの合計430分は、日課に沿った教育活動であり、教職員はスケジュールに拘束され忙殺されている。正規の勤務時間のうち、日課に拘束されない時間は、休憩時間を除くと20分程度しかなく、うち10分は毎日の職員打ち合わせ等に割かれている。

また中学校では、1日の持ち授業時間は平均すると4時間程度(1単位時間50分)であることから、放課後までに小学校より100分程度多く時間が生じるものの、その分、放課後は生活指導や部活動指導、進路指導、生徒会指導などに多くの時間が割かれ、そのほとんどが所定の勤務時間外に行われていることから、平均して小学校よりも超勤が多くなっている。

このように、日課に縛られないわずかな時間の中で、教職員の本来業務である授業準備、教材研究、テストの採点、宿題・ノートの点検など、日常的に不可欠な業務ですらすべて行うことは不可能であり、本来業務自体が正規の勤務時間外に行わざるを得なくなっているのが現状である。本来業務以外にも調査・報告作業や校外での会議等の業務などがあり、中学校ではさらに部活動が加わる。結果として小・中ともに毎日2～3時間程度の超勤を余儀なくされ、1日の中での実際の休憩時間は平均6分程度と過酷な勤務が強いられている。この状況では、仕事のやり方を工夫する余地などない。しかも、ここで示した業務は、何れも子どもたちへの教育を充実させる上で不可欠、かつ、直ちにとりかからなければならない業務ばかりである。

以上のように、学校の超勤・多忙化の根本的要因は、教員の一人あたりの持ち授業時間数が多いことにより、正規の勤務時間内に授業準備などの不可欠な本来業務を処理することが困難なことにあると考えられる。一方、道教委アクション・プランによる働き方改革は、外部人材の配置による業務のアウトソーシングや業務の効率化をうながす内容であり、教職員一人ひとりの本来業務の軽減に直接影響するものにはなっていない。

今回の「9月勤務実態記録」によって、以下のことが改めて明らかとなった。

「9月勤務実態記録」で明らかになったこと

- ① 教職員の5人に1人が「過労死」の危険性があること。中学校では、3人に1人が「過労死」の危険にさらされていること。
- ② 法令で定められた上限を半数近くの教職員が超えており、学校現場は違法な勤務環境が常態化していること。
- ③ 授業時間、教材研究、テストの採点、宿題・ノート点検などの本来業務時間は削減することが難しく、時間外在校等時間の削減率は横ばい、もしくは微減にとどまっていること。
- ④ 勤務時間管理は、教育委員会・校長の責任とされているが、まだ半数近くの学校で休憩時間、週休日の業務時間が正確に在校等時間に含まれていないこと。
- ⑤ 「学校における働き方改革」は、地域・保護者の理解が不可欠であり、在校等時間の状況を公表している自治体が増えてきてはいるものの、まだ半数にとどまっていること。

これらの問題を解決するためには、法令にもとづく勤務時間管理の徹底とともに、一人当たりの持ち授業時間数の上限設定とその他の業務削減が必要不可欠である。

II. 超勤・多忙化解消に向けた北教組提言

1. 学校の現場実態

(1) 過密化する教育課程・一人あたりの持ち授業時間数増について

- ・学校週5日制による改訂「学習指導要領」(1998年)と比べ、現行「標準授業時数」は大幅に増加している。また、一部「改正」(2003年)により、「年間授業時数の標準を上回る適切な指導時間を確保」としたことから、過剰な余剰時数の確保が常態化し、教育課程の過密化がさらにすすんだ。その結果、教員一人あたりの持ち授業時間数が増加している。さらには、少人数学習やT・T(チーム・ティーチング)により、一つの授業を複数の教員が受けもつこととなり、加配措置が必ずしも持ち授業時間を減らすことにはならず、むしろ打ち合わせ等の時間が増える事態となっている。

「標準授業時数」 1998年改訂と2017年改訂(現行)の比較

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
1998年	782	840	910	945	945	945	980	980	980
現行	850	910	980	1015	1015	1015	1015	1015	1015

(2) 教育課程の過密化に対する現場の悲痛な声と子どもたちへの影響について

1) 「時数制度を検証するための調査 小学校版(速報値)」

- ・北教組は、2022年10月～11月2日にかけて教育研究部員を対象として「時数制度を検証するための調査 小学校版(速報値)」(サンプル数29)を行った。その中で「1977年の標準時数」「1989年標準時数」「1998年標準時数」「2008年標準時数」「2017年標準時数」のそれぞれについて、「子どもの学習の充実度」について「充実していた」「やや充実していた」「あまり充実していない」「充実していない」の4つの選択肢から選ぶとともに、「時数や子どもに関する思い出」を自由記述してもらった結果、以下のようなことが明らかになった。

「子どもの学習の充実度」と標準時数の関係についての回答結果

	子どもの学習の充実度について		
	「充実していた」 「やや充実していた」	「あまり充実していない」 「充実していない」	無回答
1977年標準時数	13	1	15
1989年標準時数	19	1	9

1998年標準時数	10	12	7
2008年標準時数	3	24	2
2017年標準時数	2	25	2

- ・「子どもの学習の充実度」の設問に対し「充実していた」「やや充実していた」という回答を合わせると「1977年の標準時数」13、「1989年標準時数」19、「1998年標準時数」10となっているのに対し、「2008年標準時数」3、「2017年標準時数」2と極端な減少がみられた。
- ・当然であるが、「あまり充実していない」「充実していない」という回答を合わせると「1977年の標準時数」1、「1989年標準時数」1となっているのに対し、「1998年標準時数」12、「2008年標準時数」24、「2017年標準時数」25と極端な増加がみられた。
- ・自由記述をみても、「1998年標準時数」に対して、「一日あたりの授業時間が増え、集中が持たない子どもいた」「子どもたちが疲れてきた」「余裕がなくなってしまった」などの記述が見られるようになった。「2008年標準時数」に対しては、「6時間授業が多く集中が持たない」「時数さえ軽減されれば、子どもの負担も教職員の負担も学習効率もみんな解決する」「子どもたちの余裕がなくなった」「いかに子どもたちの負担を減らすか皆で腐心していた」「とにかく忙しい」「どんどん疲弊していく」「更に詰め込みになった」「標準授業時数プラス過剰な余時数の確保、学習内容の増大により子どもも教師も多忙になり余裕がなくなった」「子どもたちに考えさせる時間がなくなった」「学校生活が味気なくなってきた」「時数増加、学習内容の増加が子どもの負担、ストレスに」「完全に余裕がなくなり、授業の準備だけに追われる、子どもたちと過ごす時間が一気に無くなった」「教科書をすすめるだけでもキツキツになった」「児童会などの時間が削られるようになり、給食もキツキツ」など否定的な意見が圧倒的となったり、子どもたちの負担増、集中力の持続ができないなど子どもたちへの悪影響は明らかである。
- ・「2017年標準時数」にいたっては更に批判が高まっている。その内容は、現在の学校現場の状況を端的に示していることから、原文のまま以下に記載する。

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの集中が保ちにくい。 ・総じて余裕がない。 ・子どもも教員も、日々時数に追われている。かといって効率的な学習にはならない。時数を増やして、子どもの意欲や点数学力が上向いたことは、一度も無かった。 ・働き方改革で、昔の時間に余裕があったころから続いている仕事の仕方や各種活動の内容が、スリムになってきている印象があります。教員側に少しの余裕をつくらないと子どもたちともかかわれないという考え方になってきていいと思います。 ・学習に遅れると取り返すのが大変。でも心も疲弊していったように思う。 ・放課後に補充学習をしたり、児童会活動をしたりすることが難しくなった。 ・小学1年生も入学してすぐに5時間授業が始まるなど、子どもは疲弊している。 ・放課後は、なくなってしまった。会議を確保するために、短縮日課など工夫して、時数を確保

- し、そのしわ寄せは子どもたちの休み時間や放課後のゆとりを奪うことになっていると思う。
- ・長期休業の日数を減らしてまでの時数確保、放課後の時間がまったくない中での職員会議や打ち合わせ。退勤時間後の膨大な学級事務や教材研究で教員は疲弊し職員室から会話が消えた時期。
 - ・2008 に比べると、6 時間の授業には慣れてきたが、時間的な余裕や子どもの放課後の時間のゆとりはなくなった。
 - ・とにかく、日々追われている感じです。子どもたちも教員も、この生活に無理して合わせて、生活している状態です。だから、子どもたちに休みの日どうしているかをたずねると、友だちと遊んだ話より何もしていないとかゲームをしていたなどのんびりしていたという話の方が多いように思います。子どもも疲れているようです。
 - ・充実、というか密度が濃すぎます。どこを削るでもなく、道徳の教科化に外国語、プログラミング教育。教科書もどんどん分厚くなっていき、ただただ子どもたちを疲弊させている、という印象です。
 - ・学力テストのための学習が増え、学ぶことの楽しさが損なわれた。普通学級の許容度が狭まり、多くの子どもが特別支援籍をとらされるようになった。総合学習の時間が削られ、道徳が教科化され、子どもの生き生きと活動する場面が減ってしまった。
 - ・時数増加、学習内容量の増加が子どもの負担、ストレスが、さらに悪化。
 - ・とにかく忙しい。とにかくこなすことで精一杯という感じ。教員も、遅くまで残る人が多かった。
 - ・この頃から中学校へ送り出すと登校を拒否する人が増えたように感じている。また、小学校でも低学年のうちから登校しぶりが見られるようになってきたように思う。
 - ・何もかも詰め込んでいる感じ。
 - ・午前中から「疲れた」という子どもが増えた気がする。
 - ・高学年の 29 コマはキツイ。授業準備も追いつかない。基本的には前回は踏襲しているが、外国語の新設、GIGA スクール前倒し、新型コロナへの対応で現場は疲弊している。働き方改革の流れもあるが、それを上回る多忙化の前では・・・。
 - ・日常も学びも完全に余裕が無くなりました。特に複式指導の授業準備は全く追いつかず、小学校でも「空き時間がもっと欲しい」と思う毎日です。
 - ・職員会議や打ち合わせの時間が生み出せないのも水曜日は掃除なしにして会議時間を生み出していた。安定した日常の日課にならない（掃除なしの日があつたりなかつたり…）は、子どもにとってもストレス。高学年はほぼ 6 時間授業。外国語やら道徳の負担。不登校・特別支援級が増えるのも無理はありません。

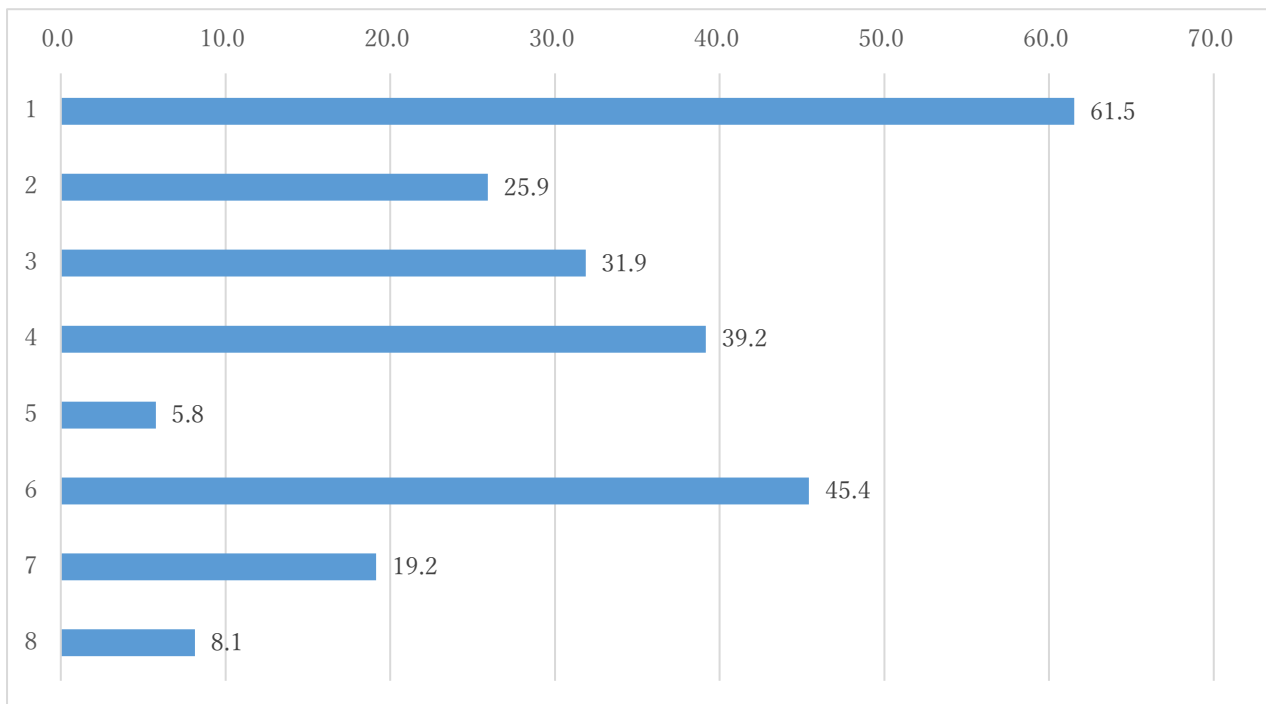
- ・以上のように、現在の過密な教育課程と授業時間数増は、明らかに子どもの教育に悪影響を及ぼしていることは明らかである。

2) 北教組の「学校改革委員会～主権者への学び 教育課程小委員会 教育課程実態調査

- ・北教組が22年実施した北教組の「学校改革委員会～主権者への学び 教育課程小委員会 教育課程実態調査（22年9月実施 サンプル数590）からは、以下のことが明らかとなっている。

①現「学習指導要領」の標準時数（1015時間 小4～中3）について、問題に思っていること。

【子どもの生活や学習にとって問題なこと（複数回答：単位%）】



- 1 子どもの疲弊・ストレスにつながっている
- 2 学習への意欲の低下につながっている
- 3 休み時間や給食時間が短くなっている
- 4 子どもたちの放課後遊びの時間が少なくなる
- 5 部活動・少年団等の活動時間が少なくなる
- 6 自治的諸活動^{*1}やその準備の時間がたりない
- 7 教科の授業時間がたりない
- 8 問題に思っていることはない

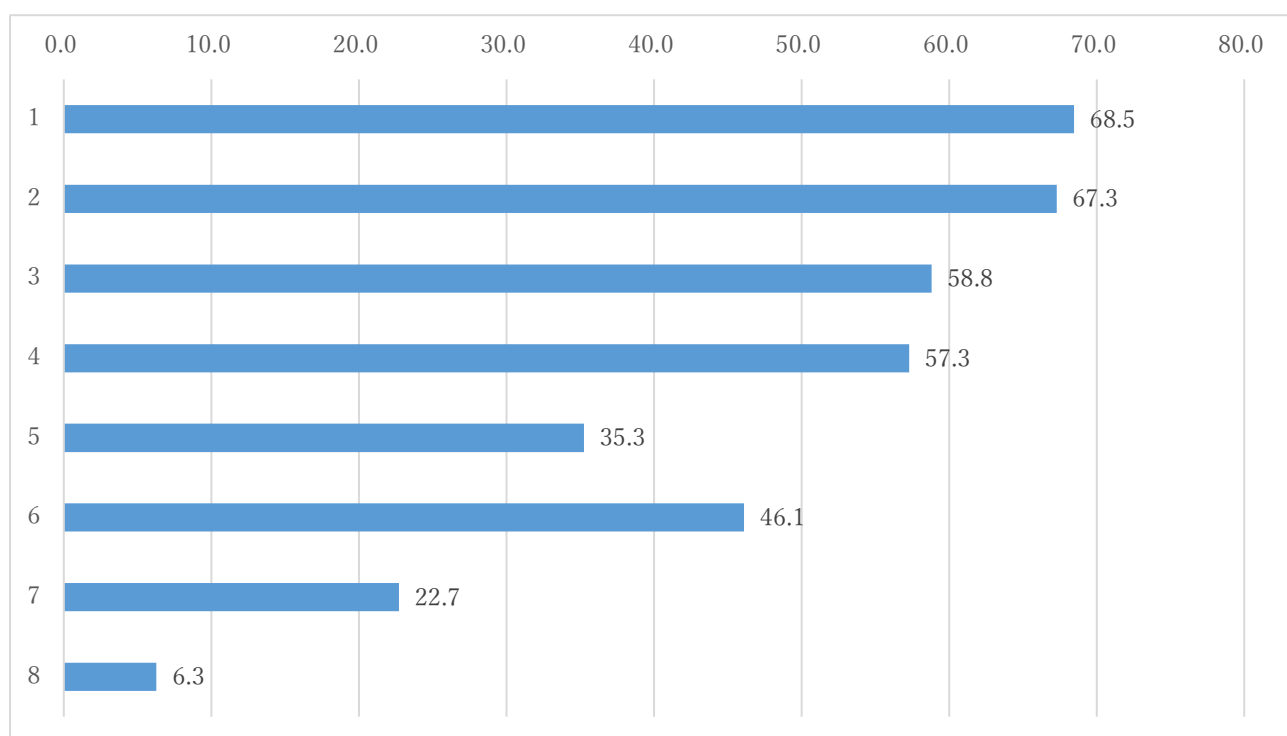
- ・最も回答率が高かったのが、「子どもの疲弊・ストレスにつながっている」という項目であった。これは、1)の記述欄でも子ども自身の「疲れた」というつぶやきとしてあらわされている。
- ・次に回答数が多かったのが、「自治的諸活動やその準備がたりない」であった。自治的諸活動は、子どもたちの思いや声に寄り添いながら、子どもたち同士が話し合い活動していく必要があるが、その時間が過密な日課の中で十分に確保できない状況にあることが示された。

*1 「自治的諸活動」・・・次世代の主権者を育てるため、児童会・生徒会・学級活動・班活動などを通じて子どもたちに自治の力を育てる活動の総称

- ・「子どもたちの放課後遊びの時間が少なくなる」も、多くの回答数を集めた。人間関係の形成を育んだり、体を使った遊びで体力を向上させたりする機会が阻害されてしまっている。
- ・一方、過密な日課の中にあっても、部活動や少年団活動はそもそも日課外の活動であるため、大きな影響を受けていないことが示されている。

②現「学習指導要領」の標準時数（1015時間 小4～中3）について、問題に思っていること。

【教職員や学校にとって問題なこと（複数回答：単位%）】



- 1 時間外勤務につながっている
- 2 教職員の疲弊・ストレスにつながっている
- 3 授業の準備や教材研究がおざなりになる
- 4 子どもたちとゆっくり話す時間がとれない
- 5 放課後、補習等で子どもと対応する時間がとれない
- 6 会議の時間を設定するのが難しい
- 7 災害や感染症拡大の際に弾力性がない
- 8 問題に思っていることはない

- ・教職員への影響は、やはり時間外勤務を助長し、心身共に悪影響を与えていることがアンケート結果から示されている。
- ・さらに、「授業の準備や教材研究がおざなりになる」「子どもたちとゆっくり話す時間がとれない」など、子どもたちに直接悪影響を与えてしまう状況に置かれていることも重要な事実として押さえておく必要がある。
- ・これらのアンケート結果から、現「学習指導要領」の標準時数による過密な日課は、教職員にとどまらず、子どもたちに大きな悪影響を与えていることが明らかとなった。

(3) 所定の勤務時間のほとんどが「日課」に拘束され、個々の教職員の工夫の余地はない（他律的）

- ・日本型の教育は、授業の他に、給食・休み時間・清掃・委員会活動など、児童・生徒のすべての活動を教職員が校務として行っている。下の例のように、これら児童・生徒の活動時間（日課）は、教職員の所定の勤務時間（7時間45分）とほぼ一致しているのが実態である。〈別記参照〉
- ・小学校4年生以上は、ほぼ毎日が児童・生徒会活動、クラブ活動などを含めて6時間授業である。そのため、児童・生徒下校後に残された所定の勤務時間は15～30分程度であり、そのわずかな時間に授業以外の課題点検・採点業務・教材研究・通信作成・打ち合わせ・欠席者への対応・保護者への連絡・教室環境整備などの必要不可欠な業務を終えることはほぼ不可能である。

〈別記〉 「日課」と「所定の勤務時間」の関係

小学校の例

時刻	日課（児童の活動）	教員の動き	勤務時間の割振り	「給特法」上の解釈
7:40		出勤		在校等時間 時間外在校等時間
7:40～8:00		教室点検・授業準備		↓ (7:40～8:00)
8:00～8:10	登校	職員朝会	所定の勤務時間 (8:00～15:30)	
8:10～8:20	朝学習	朝学習		
8:20～8:30	朝の会	回収物・健康調査等		
8:30～9:15	1校時	授業		
9:15～9:25	休み時間	授業準備等		
9:25～10:10	2校時	授業		
10:10～10:30	中休み	見回り・授業準備等		
10:30～11:15	3校時	授業		
11:15～11:25	休み時間	授業準備等		
11:25～12:10	4校時	授業		
12:10～12:50	給食	給食準備・給食		
12:50～13:10	清掃	清掃活動		
13:10～13:30	昼休み	見回り・授業準備等		
13:30～14:15	5校時	授業		
14:15～14:25	休み時間	授業準備等		
14:25～15:10	6校時 または 委員会・クラブ活動	授業 または 所属委員会・クラブの活動		
15:10～15:20	帰りの会	課題配布等		
15:20～15:30	下校	教室点検		
15:30～		子どもの情報交換 学年打合せ 採点業務 家庭学習・課題の添削 保護者への連絡 欠席者への対応 明日の授業準備 今後の教材研究 学年・学級通信作成 分掌業務 など	休憩時間 (15:30～16:15)	時間外在校等時間 休憩時間に業務 を行った場合
			所定の勤務時間 (16:15～16:30)	
				時間外在校等時間 (16:30～18:00)
18:00		退勤		
			日課（7時間10分） 所定の勤務時間（7時間45分）	合計 2時間35分

2. 現場の業務削減の状況について

- ・北教組は、21年9月勤務実態記録に基づいた超勤・多忙化解消にむけたとりくみの報告を集約している。この他にも「北教組職場づくりアンケート」や日常的な組合員からの聞き取りによって、学校現場の状況を聴取している。これらの聞き取り情報から、業務の役割分担・適正化について以下のよう
に分析した。

「文部科学省 学校における働き方改革に関する緊急対策」の類型にもとづく学校現場の声

	A 基本的には学校以外が担うべき業務	B 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	C 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
文科省の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応
組合に届いている主な学校現場の声	<ul style="list-style-type: none"> ①PTAや地域のボランティアに移行する動きがあるが、特別支援学級の登下校の見守り、小1年生の交通安全指導などすべてを学校以外に任せることは難しい。 ②祭りの巡視等、現在も学校が担っている。補導された場合の対応も学校が関与している実態がある。 ③一部、教材費の自動振り込みや給食の公会計化が行われている自治体もある。 ④ボランティアとの連絡調整は、教頭等が現在も担っている場合が多い。コミュニティースクールコーディネーターなど、それぞれの教職員に業務が割り振られる場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤調査物は精査がすすめられているが、劇的に減少したとはいえない。 ⑥休み時間における事故等の防止の観点から、教職員による見守りは必要である。 ⑦校内清掃は学校内で対応することにはかわりはない。新型コロナウイルス感染症対策のための消毒作業が増えた。 ⑧外部人員の活用がすすめられているが、大会・練習試合の引率など、責任の所在が教職員であることは変わっていないため、負担感が大きいままである。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨給食時の対応は学級担任であることは変わっていないが、教員業務支援員、学習指導員などの協力を得られる場合もある。 ⑩プリントの印刷など外部人員が配置されていれば、教員業務支援員、学習指導員に依頼することができている。ただし、これらのサポートも日常の授業準備のごくわずか一部である。最近では、新たにICT活用が求められていることから、端末を活用する教材準備が負担となっている。 ⑪学習指導員等が配置されていれば、普段の宿題の採点などは依頼することができるようになった。学習評価や成績処理は、児童生徒の個人情報も多く含んでいることから、責任の所在は教員にあり、業務を担っている。 ⑫新型コロナウイルス感染症対応に伴い行事の内容や規模が見直された学校が増えている。 ⑬新型コロナウイルス感染症対応に伴い家庭訪問の見直しが行われた学校が一部ある。関係者との連携により、打ち合わせ時間や協議の時間が増加する場合もみられている。

(2) 文科省「学校における働き方改革に関する緊急対策」は学校現場実態に即していない

- ・文科省は教職員の働き方改革をすすめる上で、業務内容を「A 基本的には学校以外が担うべき業務」「B 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「C 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに分類している。A・Bをアウトソーシングし解決することで、時間外在校等時間を削減できるという考え方をしているが、学校現場でA・B（「⑥児童生徒の休み時間における対応」・「⑧部活動」は除く）の業務は外縁の部分であり、これを削減しても全体への影響はわずかである。
- ・「⑥児童生徒の休み時間における対応」は、子どもたちからの悩み相談や学習の質問への対応、児童会・生徒会のアドバイス、学級活動など自治的諸活動の相談、部活動の連絡などを行っている。また、一緒に体育館やグラウンドで過ごしなが、子どもたちの人間関係の構築や心理状態の把握を行う大切な時間でもあり、子どもたちの人格の完成をはかるためには欠かすことのできない業務である。
- ・「⑩授業準備」「⑪学習評価や成績処理」の業務は、外部スタッフの支援が得られる場合もあるが、子どもたち一人ひとりのつまずきや発達の状況や子どもたちの日々の変化を把握するために必要不可欠であり、事務的に外部スタッフに依頼できるものは限られる。最も教員が責任を持って対応しなければならない業務である。
- ・単純にA・Bを外部の人員に頼ればよいというわけではなく、このことがかえって、中核的本来業務こそが超勤・多忙化の主たる要因であることを見えにくくしている。

(2) メンバーシップ型である「日本教育」とジョブ型の欧米の教育の相違

<メンバーシップ型とジョブ型の相違>

職務の内容や範囲、責任が明確化され分業されている欧米型のジョブ型の雇用形態と比べ、日本型の教育は、メンバーシップ型の雇用形態の一般的特質を有すると言われている。メンバーシップ型の日本教育とは、学校に与えられた業務内容と量を、限られた人員が協業という形で業務を分かち合って成り立っている雇用形態をさしている。

<現状の働き方改革では、メンバーシップ型に一部ジョブ型らしきものが導入されている>

現在進行中の「働き方改革」の中核は、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、教員業務支援員、学習指導員などの外部の人員を学校現場に投入し、業務の一部を支援することで、教職員の業務量を削減しようとするものである。これは、ジョブ型の雇用形態を模して、その効果に期待しているが、職務の責任については依然として学校側に置かれており、完全なジョブ型とはなっていない。

<日本の教育がジョブ型に移行することは困難>

メンバーシップ型の日本の教育は、時代の変遷の中で学校に求められるものを受け止め続け、業務内容を肥大化させてきた。一方で、協力・協働で行われてきた学校運営は、子どもたちの状況をすべての教職員が共有しながら、必要に応じて業務を分かち合い、子どもたちの育ちを支えていたという良さを

もっている。SC や SSW、学習指導員などの外部の人員は、現在非常勤雇用の場合が大半で、週に数回、数時間のみ勤務する形態が多くなっている。この限られた時間の中で、子どもたちの日常を適切に把握することは物理的に困難であり、結局は学級担任や学校の教職員との連携が欠かすことができずにいる。結果として、専門職や支援員が配置されることにより、子どもたちを見る視点が広がるという利点はあるものの、業務負担軽減という観点では、教職員の業務の外縁の一部だけ補完してもらうにとどまり、業務自体の責任は依然として学校の教職員に存在している。完全に日本の教育がジョブ型をめざすのであれば話は別だが、現状のような外部の人員の活用方法であれば、メンバーシップ型から脱却することは困難である。そもそも、メンバーシップ型日本の教育そのものが問題であったわけではなく、学校に求められる業務が肥大化してきたことが問題であり、さらに教職員の人員不足こそが課題であることを指摘する必要がある。

(3) 業務の見直しによる功罪

- ・学校現場では、新型コロナウイルス感染症の対策も相まって、行事や家庭訪問等の見直しによる業務のスリム化が図られ、その効果が現在も維持されていると考えられる。一方で、教育効果が高く必要性を求める声がある行事まで縮小されている場合もみられる。
- ・業務のアウトソーシングによる時間外在校等時間の削減率は頭打ち状態であると思われる。
- ・教員のマルチタスクの解消に注目が集まり、ジョブ型の外部人員活用によるアウトソーシングを中心に対策が行われてきた一方で、業務全般にかかわる責任の所在は教職員に置かれたままであり、すべての関係者と連携・協議を図らなければならない状況が新たに生まれ、心理的・時間的負担が増している。
- ・アンケートからは、日課の圧縮の問題も浮き彫りになっている。休み時間や給食時間を短く圧縮することにより、放課後に業務できる時間を生み出そうとするものである。小学校で言えば、放課後に10分程度しかない時間をなんとか増やそうとする苦肉の策であるが、子どもの視点に立ってみれば、休憩時間が短くなることは、休む権利や・遊ぶ権利といった「子どもの権利」の侵害となってしまっている。さらに、給食時間の短縮は、子どもの健康の保持の観点からも重大な問題であると指摘せざるを得ない。子どもを置き去りにして見かけの時間外在校等時間の削減だけ目的とするこのような方策は、本末転倒と言わざるを得ない。
- ・文科省の3類型には含まれていないが、朝の打ち合わせは、子どもの健康状態や心理状態にもとづく配慮・プライバシーの保護に関することなど、日々の重要事項について共通確認をするための重要な会議であり、大切な本来業務の一つである。また、職員会議は分掌や行事、子どもたちにかかわる情報など教育的な見地にもとづく議論を重ね学校として協力・協働をはかるための根幹にかかわる重要な業務である。働き方改革をすすめるにあたり、諸会議の精選や効率化がすすめられているが、必要不可欠な会議まで削減する動きがある。職員会議を行わずに、一部の教職員による運営委員会等の会議が行われ、子どもたちの実態にもとづく教職員の声が届きにくくなっている状況も発生している。



学校現場はすでに行事や家庭訪問の見直しなど多くの業務見直し・効率化が図られており、対策は限界に近い。



無理な業務見直しを行うと、「子どもの権利」を侵害し、子どもたちの利益を最優先にする教育が阻害されるなど、子どもに悪影響を及ぼす。

3. 本来業務を所定労働時間内におさめるために

- ・ I 「2022 北教組『9 月勤務実態記録』結果報告（速報版）」のまとめでも示したが、小学校では日課に拘束されない時間はわずかに 10 分程度しか存在しない。中核となる本来業務のうち「⑩授業準備」「⑪学習評価や成績処理」を 10 分程度の間に行うことは不可能である。また、時間外在校等時間の中で最も時間のかかるものが本来業務の中でも中核となる「⑩授業準備」「⑪学習評価や成績処理」である。その他にも以下の業務が本来業務と考えられる。



本来業務として大切にしなければならない業務は以下の通り、

- ・ 授業
- ・ 授業準備（学習評価の分析、教材研究、教材作成、授業計画、T.T や支援員との連絡調整）
- ・ 学習評価や成績処理
- ・ 子どもたちの休み時間・放課後における対応
- ・ 職員会議や朝の打ち合わせ会議、その他分掌会議、学年打ち合わせなど
- ・ 主権者を育てるための児童会・生徒会指導、学級活動など自治的諸活動について指導・アドバイスする時間
- ・ 行事

- ・ 教員の本務である授業準備・評価・研修等の業務時間は、なかなか削減することが難しく、日課が過密化している状況下において教職員の多忙感が減らない一番の原因となっている。
- ・ 本来業務を削減しなければ教職員の超勤・多忙化は解消しない。しかし、この中核的本来業務は学校教育の中で最も大切にしなければならない業務でもあり、削減することは困難である。
- ・ これを所定労働時間におさめるためには、教員の 1 人あたりの持ち授業時間数の上限を設定することで、一日の中に授業のない時間をつくり、授業準備にかかる時間、そしてその他の本来業務時間を割り振ることが可能となる。
- ・ あわせて過密化している学習指導要領にもとづく学習内容を再検討し、年間授業時数を削減する必要がある。これは、教職員だけでなく、1 - (3) で示したように、ふくれあがった日課の中で苦しんでいる子どもたちにとっても必要不可欠な対策といえる。



そもそも、中核となる本来業務が所定労働時間におさまっていない。

(5) 部活動の地域移行の必要性

- ・中学校では、最も負担となっているのは「⑧部活動」であり、平日を含めた地域への移行が必要である。しかし、移行にあっても学校の教育活動から完全に移行しなければ、学校に責任が残り、結局大会運営や引率など教職員の負担は解消されない。



部活動はそもそも勤務時間外に行われている。社会教育への完全移行が必要。

4. 時間外勤務解消に向けた北教組の提言

北教組は、「学校における働き方改革」をすすめるため、以下3点について提言する。

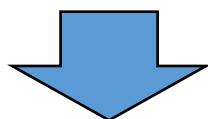
＜北教組の3つの提言＞

まず、欠かすことのできない教員が本来担うべき本来業務とは何かを再定義する必要がある。

北教組の提言Ⅰ

教員が担う中核となる本来業務を次のように定義する、

- ・授業
- ・授業準備（学習評価の分析、教材研究、教材作成、授業計画、T.Tや支援員との連絡調整）
- ・学習評価や成績処理
- ・子どもたちの休み時間・放課後における対応
- ・職員会議や朝の打ち合わせ会議、その他分掌会議、学年打ち合わせなど
- ・主権者を育てるための児童会・生徒会指導、学級活動など自治的諸活動について指導・アドバイスする時間
- ・行事



1人あたりの本来業務の負担を減らすために

北教組の提言2

中核となる本来業務を所定労働時間におさめるために、
小学校では20時間、中学校では18時間、高等学校では16時間
など持ち授業時間数の上限を設定すること。

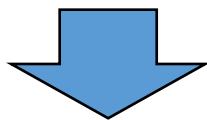
少なくとも一日あたり2時間以上の日課に拘束されない時間がなければ、授業以外の本来業務をこなすことは不可能。

教職員の所定労働時間の週38時間45分のうち持ち授業数を上記のように設定し、授業準備(学習到達度の分析、教材研究、教材作成、授業計画、T.Tや支援員との連絡調整)、その他(子どもたちの休み時間・放課後における対応、職員会議や朝の打ち合わせ、自治的諸活動の指導・アドバイス等)が所定労働時間時間内におさめる。

提言2を実現するためには、上記の「① 教職員定数を増やすための『義務標準法』・『高校標準法』改正」、②「年間標準授業時数を削減するための『学習指導要領』改訂」の国による法改正が必要となる。

また、超過勤務の根本要因が「学習指導要領」にもとづく年間総授業時数過多とそれに見合う教員数の不足にあることから、超勤抑制に向けたインセンティブについては、服務監督権者である市町村教委だけでなく、まず文科省に向けられなければならない。そのためには、「給特法・条例」を改め時間外勤務手当化することで、文科省・都道府県教委に予算確保の必要を生じさせ、教員の正規の勤務時間を十分に意識した教育施策立案への責任を持たせる仕組みの構築が必要となる。教員に労働基準法の原則を回復し、教育政策に起因する超勤を抑制するために、「給特法」の廃止・見直しは不可欠である。

さらに、直近の大きな課題として、部活動の地域移行は土日だけの移行にとどまらず、平日を含め早期に社会教育への完全移行を実現する必要がある。



週あたりの持ち授業時間数の
上限設定を実現するためには

北教組の提言3

中核となる本来業務を所定労働時間に確保するため、
持ち授業時間数の上限設定を行うために

- ① 教職員定数を増やすための「義務標準法」・「高校標準法」の改正
- ② 年間標準授業時数を削減するための「学習指導要領」改訂

が必要となり

さらに、

- ③ 「給特法」の廃止・抜本的見直し
- ④ 平日を含めた「部活動」の社会教育への完全移行

も必要となる。

都道府県・市町村のとりくみは、かなりすすんではきているものの、その効果は、相当限定的である。

国が動かなければ、教職員の超勤・多忙化問題の抜本的な解決はない。